

ＰＦＩ事業の約８６％に地域企業が参画！ ～令和３年度のＰＦＩ事業における地域企業の参画状況を とりまとめ～

内閣府がＰＦＩ事業^{注１}の受注動向を調査した結果、令和３年度にＰＦＩ事業契約が締結されたＰＦＩ事業のうち、地域企業^{注２}が参画している事業の割合^{注３}は８６％、さらに地域企業が代表企業として参画している事業の割合は４１％でした。

(注１) ＰＦＩ事業とは、平成１１年に施行した「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（ＰＦＩ法）」に基づく事業であり、公共性のある事業を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものである。

(注２) 地域企業とは、当該事業を実施する都道府県に本社が所在する企業である。

(注３) 事業の割合とは、令和３年度にＰＦＩ事業契約が締結されたＰＦＩ事業のうち、事業主体が国等の事業及びコンセッション方式を除く５１事業に占める割合である。

【添付資料】

別添：令和３年度 ＰＦＩ事業における地域企業の参画状況

【お問合せ】

内閣府 民間資金等活用事業推進室 佃、神田、片岡
TEL：03-6257-1655